平成 21 年５月 15 日

各　　位

会 社 名　　**杉田エース株式会社**
代表者名　　代表取締役社長　杉 田　直 良
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号：７６３５）
問合せ先　　専務取締役管理本部長　西 山　悦 泰
（TEL.　０３－３６３３－５１５０）

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年５月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 21 年６月 29 日開催予定の第 63 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．定時株主総会開催予定日　　平成 21 年６月 29 日

２．定款の一部変更の趣旨および目的

（１）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

（２）取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に変更し、また資本政策及び配当政策を機動的に遂行することができるよう、剰余金の「配当等の決定機関」に関する規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する「自己株式の取得」に関する規定を削除するものであります。

３．変更の内容

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
第１条から第６条 （条文省略）	第１条から第６条 （現行どおり）
（株券の発行） 第７条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は1,000株とする。 ２．当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	（単元株式数） 第７条　（現行どおり） （削　除）
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取及び売渡請求の取扱、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第８条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
第10条　（条文省略）	第９条　（条数の変更。条文は現行どおり）

現行定款	変 更 案
（単元未満株式の売渡請求） 第11条　　（条文省略）	（単元未満株式の買増請求） 第10条　　（条数の変更。条文は現行どおり）
（単元未満株主についての権利） 第12条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 （１）から（３）　　（条文省略） （４）単元未満株式の売り渡しを請求する権利	（単元未満株主についての権利） 第11条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 （１）から（３）　　（現行どおり） （４）単元未満株式買増請求をする権利
（基準日） 第13条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第14条から第19条 （条文省略）	第13条から第18条 （条数の変更。条文は現行どおり）
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	（任　期） 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削　除）
第21条から第29条 （条文省略）	第20条から第28条 （条数の変更。条文は現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第29条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（剰余金の配当の基準日） 第30条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（剰余金の配当） 第30条　取締役会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（新　設）	３．前２項のほか、取締役会が基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（自己株式の取得） 第31条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	（削　除）
第32条　　（条文省略）	第31条　　（条数の変更。条文は現行どおり）

４．日程

（１）定款変更のための株主総会開催日　　平成 21 年６月 29 日

（２）定款変更の効力発生日　　平成 21 年６月 29 日

以 上